

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月4日

【四半期会計期間】 第80期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

【会社名】 株式会社丸井グループ

【英訳名】 MARUI GROUP CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 青井 浩

【本店の所在の場所】 東京都中野区中野4丁目3番2号

【電話番号】 03-3384-0101(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 村井 亮介

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区中野4丁目3番2号

【電話番号】 03-3384-0101(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 村井 亮介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第79期 第1四半期 連結累計期間	第80期 第1四半期 連結累計期間	第79期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上収益 (百万円)	58,398	58,033	249,847
経常利益 (百万円)	4,887	5,811	28,002
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,674	3,374	16,036
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	3,929	3,654	11,268
純資産額 (百万円)	317,346	298,095	307,255
総資産額 (百万円)	672,230	703,698	675,627
1株当たり四半期(当 期)純利益金額 (円)	9.77	12.96	58.87
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当 期)純利益金額 (円)	9.77	12.96	58.86
自己資本比率 (%)	47.1	42.3	45.4

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上収益には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。
- 4 当第1四半期連結会計期間より、会計方針の変更を行うとともに「売上高」の表示を「売上収益」へ変更しております。この変更に伴い、第79期第1四半期連結累計期間及び第79期については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の経営環境は、政府の経済政策や日銀の金融政策などにより、企業収益や雇用情勢に改善が見られ景気は緩やかな回復基調が続き、個人消費にも持ち直しの兆しが見られる一方で、価値観や購買行動は多様化しており、企業には変化への迅速な対応が求められる状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループは中期経営計画を推進し、最終年度である平成28年度の連結営業利益360億円以上、ROE6%以上を目標に、グループの経営資源を有効活用し企業価値向上に取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間のグループ総取扱高は3,943億77百万円（前年同期比16.2%増）と前年同期に比べ549億24百万円増加しました。売上収益は580億33百万円（同0.6%減）となりましたが、売上総利益は、カード事業の好調が寄与し385億76百万円（同1.9%増）となり、営業利益は57億80百万円（同21.2%増）、経常利益は58億11百万円（同18.9%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は33億74百万円（同26.2%増）となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間より、小売・店舗事業において、消化仕入取引に関する売上高を総額表示から利益相当額のみを売上に計上する純額表示へ変更しております。これにともない「売上高」の表示を「売上収益」へ変更しております。また、この変更に合わせて、定期借家契約テナントの売上原価の計上方法を一部変更しております。以上の変更にともない、前年同期比較につきましては前年の数値を変更後の数値に組替えて比較しております。詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 会計方針の変更等（売上高の会計処理の変更等）」をご覧ください。

セグメント別の状況は次のとおりです。

(小売・店舗事業)

小売・店舗事業では、少子高齢化や消費者ニーズがモノからコト・サービスへ大きく変化するなかで、これまでの若者・衣料品を中心とした商売の見直しをすすめ、年代を越えた幅広いお客様の様々なライフスタイルニーズにお応えすることで、ご利用客数の拡大をめざしております。

店づくりでは、お客様からご要望の多い雑貨や飲食をはじめとしたライフスタイル全般に対応するカテゴリーの拡充に向け、仕入販売を中心としたビジネスモデルから丸井独自のSC型店舗への転換をすすめてまいりました。具体的な取組みとして、まず、渋谷地区において約10年ぶりとなる大規模な改装を進めております。4月には「マルイジャム渋谷」を全館改装し「渋谷マルイ」としてリニューアルオープンいたしました。これまでのレディスファッション中心の品揃えから、男女・年代・国籍を問わず幅広い層のお客様にお楽しみいただける品揃えに大きく転換したことで大変好評をいただき、買上げ客数は1.5倍と前年を大きく上回って推移いたしました。また、秋には「マルイシティ渋谷」を当社グループの株式会社エムクリエイツが運営する「渋谷モディ」としてリニューアルし、話題のテナントが多数オープンする予定です。今後はSC型の新しい「マルイ」と「モディ」の2ブランドで全国に店舗網を拡げ、お客様のライフスタイルニーズにお応えしたカテゴリーの拡大と品揃えの充実により店舗の魅力を高めてまいります。

また、来年春に開店予定の博多マルイについては、九州全域のお客様にご支持いただける店づくり、ならびにファンづくりをお客様と一緒にすすめております。

増加している訪日観光客への販売促進策としては、海外提携先とのカード会員の相互送客や優待サービスの拡充により、ご来店客数の増加に取り組んでまいりました。

以上の結果、既存店のお買上客数が前年同期を上回りましたが、天候不順や夏のセール開始を7月としたことなどにより、取扱高は747億61百万円（前年同期比2.2%減）、売上収益は338億67百万円（同7.3%減）となりました。

た。一方、利益面では、販管費において固定費の削減をすすめたことなどから、営業利益は15億38百万円（同34.0%増）となりました。

（カード事業）

カード事業では、カード会員の拡大とお得意様づくりによるご利用額の拡大をすすめ、事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

カード会員の拡大では、丸井店舗での募集に加えネット入会を強化したほか、企業や商業施設との提携カードやファンクラブカードなど、エポスカード独自のコラボレーションカードにより様々なチャネルの開拓を着実にすすめております。4月には本格的な全国展開に向けて、関西・九州地区に続く営業拠点として仙台に東北営業所を開設し、新規提携施設の開拓や既存提携先様へのサポートを強化してまいります。また、商業施設との提携では、「アミュプラザおおいた」（大分県）において、九州旅客鉄道株式会社様との提携カード「JQ CARD エポス」の店頭即時発行を開始したほか、7月には、岐阜県最大級の商業施設「MALera（モレラ）岐阜」との新たな提携をスタートいたします。

このような取組みにより、グループ施設外での入会が前年の1.7倍と新規会員の約2割までに拡大し、カード会員数は前年同期比7.4%増の596万人となりました。

お得意様づくりでは、3週間の期間限定の特別会員優待「エポスカードウィークス」を開催いたしました。提携取引先様32社にご参加いただき、全国約3,500の施設やサービスのご利用で通常よりさらにお得な優待をご提供、お客様満足度の向上とともに、参加取引先様への送客の増加が実現いたしました。今後もエポスカード独自の提携スキームをさらに進化させてまいります。

また、メインカードとしてご利用いただくために、会員サービスのさらなる充実にも努めてまいりました。5月には、全国のV i s a加盟店で利用可能な「エポスV i s aプリペイドカード」の発行をスタートいたしました。エポスポイントの移行も可能とするなど、今まで以上に全国で「安心」「便利」「使いやすい」カードとして、エポスカードの魅力アップをはかってまいります。

さらに、家賃保証や銀行ローン保証などの関連ビジネスについても順調に拡大したことから、取扱高は3,391億15百万円（前年同期比18.8%増）、売上収益は181億86百万円（同9.6%増）、営業利益は45億80百万円（同17.1%増）と増収増益となりました。

（小売関連サービス事業）

小売関連サービス事業では、商業施設の開発・運営など丸井グループで培ったノウハウと専門性を活かし、取引先様との継続的な取引を強化してまいりました。この結果、売上収益は123億21百万円（前年同期比5.5%減）となりましたが、コスト抑制の取組みなどにより営業利益は7億25百万円（同3.6%増）となりました。

（2）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

（株式会社の支配に関する基本方針）

1 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる者が望ましいと考えております。

また、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させていくためには、当社の企業理念や経営資源に関する十分な理解、中長期的な視点に立った安定的な経営が不可欠であると考えております。

現在、当社は、小売業界における厳しい競争の中、企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるため、全力で取り組んでおりますが、わが国の資本市場においては、ある程度の法的な整備がおこなわれたとはいえ、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大量の株式を取得する行為がおこなわれることも十分あり得ると判断しております。

もとより、当社は、上場会社である以上、当社株式の売買は、株主や投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。従いまして、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的からみて、真摯に合理的な経営をめざすものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会がその条件などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さない取得行為がおこなわれる可能性も否定できません。

当社は、このような買収者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと判断いたします。

2 基本方針の実現に資する取組みの内容

当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるための取組み

当社グループは、「お客様のお役に立つために進化し続ける」「人の成長＝企業の成長」という企業理念にもとづき、小売・店舗、カード、小売関連サービスの3事業を通して「若々しいマインドを持つすべての人のライフスタイルを応援する」企業グループです。事業を通じて、株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先の皆様、地域社会の皆様の「お役に立てる」ことに最大の価値を置き、より一層信頼される企業グループをめざしてまいります。

また、平成28年度を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画におきまして、最終年度の連結営業利益360億円以上、ROE 6%以上の達成に向けて、グループの経営資源を有効活用し、企業価値向上に取り組んでまいります。

小売・店舗事業では、お客様からご要望の多い雑貨や飲食をはじめとしたライフスタイル全般に対応するカテゴリーの拡充に向け、仕入販売を中心としたビジネスモデルから丸井独自のSC型の店づくりへの転換をさらにすすめてまいります。SC化にともない損益管理の基準値を、従来の店舗ごとのスペースコストから売場区画ごとに設定した相場家賃に引き上げることで収益の改善をはかり、新たな成長基盤を確立してまいります。自主売場につきましては、独自性の高いカテゴリーに経営資源を集中し、収益力と市場競争力の高い専門店への転換をはかってまいります。

カード事業については、会員数の拡大とご利用率・ご利用額の向上に取り組む、事業基盤のさらなる強化をすすめてまいります。会員数の拡大では、丸井店舗での入会促進とともに、カード発行拠点の全国展開に向け、新規の提携先企業・施設の開拓を強化してまいります。あわせて、全国でのテレビCMによるプロモーションにより、お客様の認知度を高め、Webサイトからの入会を拡大してまいります。ご利用率・ご利用額の向上では、メインカードとしてご利用いただくために、会員サービスをさらに充実してまいります。

また、当社グループでは、平成28年度を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画におきまして、成長戦略と財務戦略の推進による企業価値向上をめざしております。財務戦略におきましては、3年間で創出されるキャッシュ・フローを有効活用し、成長投資と株主還元を強化してまいります。

このように、中期的な計画を踏まえたグループ戦略を展開し、経営基盤の強化と業績の向上につとめてまいります。

社会的責任への取組み

当社グループは、株主の皆様、お客様、お取引先の皆様、地域社会の皆様、そして従業員からも信頼される企業グループであり続けることをめざしております。そのため、常にお客様の視点に立った商品・サービスを提供することはもとより、安全で安心な営業体制の確立や個人情報保護など法令・ルールの遵守、環境保全をはじめとしたさまざまな社会貢献活動の実施など、積極的に社会的責任を果たすべく取組みを推進してまいりました。今後も、ますます高度化される社会的責任への要求にお応えすることを通じて、さらに企業価値の向上をはかってまいります。

コーポレート・ガバナンス強化への取組み

当社グループでは、健全で公正な経営を第一に、長期安定的に企業価値および株主共同の利益を向上させていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、監査機能の強化と透明度の高い経営を推進するとともに、経営の透明性・公正性をより一層高めるため、取締役の任期短縮、社外取締役の複数選任などをおこなってまいりましたが、今後もより一層のコーポレート・ガバナンスの充実につとめてまいります。

3 不適切な者によって支配されることを防止する取組み

当社は、前記「2 基本方針の実現に資する取組みの内容」に記載した取組みを基本として、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を追求してまいり所存でございますが、企業価値および株主共同の利益に資さない株式

の大量取得行為がおこなわれる可能性を否定できないと考えております。そこで、当社取締役会は、そのような行為を抑止するため、平成26年5月13日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を従前のものから実質的な変更をおこなうことなく、更新すること（更新後のプランを、以下「本プラン」といいます。）を決議し、平成26年6月26日開催の第78回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

これは、当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、あるいは当社経営陣や独立委員会等が買収者と交渉・協議するために、必要・十分な情報と時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、(a)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または、(b)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け(以下「買付等」といいます。)を対象とします。

当社の株券等について買付等がおこなわれる場合、当該買付等をおこなおうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を当社取締役会に対して事前に提出していただきます。その後、買付者等から提供された情報や当社取締役会からの意見およびその根拠資料や代替案が、独立性の高い社外取締役および社外監査役によって構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得た上、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、直接または間接に買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等をおこないます。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当すると認められた場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議をおこなうものとします。また、当社取締役会は、独立委員会の新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を尊重し、新株予約権の無償割当ての実施を決議した場合には、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認します（ただし、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しない場合を除きます。）。

本プランの有効期間は、平成26年6月26日開催の第78回定時株主総会終結の時から平成29年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において出席した議決権を行使することができる株主の皆様のご議決権の過半数をもって本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成する取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プランは、上記更新時において新株予約権の無償割当てをおこなうものではありませんので、更新自体によって株主の皆様のご権利・利益に直接具体的な影響は生じておりません。他方、新株予約権の無償割当てがおこなわれた場合、株主の皆様が新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をおこなわなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化されることとなります（本プランに定められたところに従い、当社が非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することとした場合を除きます。）。また、一旦新株予約権の無償割当ての実施が承認された場合であっても、本プランに定められたところに従い、当社が新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権を無償にて取得することとした場合には、当社株式の1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、かかる希釈化が生じることを前提にして売買をおこなった株主の皆様は、当社株式の株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

その他、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成26年5月13日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

(http://www.0101maruigroup.co.jp/pdf/settlement/14_0513/14_0513_2.pdf)

4 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記「2 基本方針の実現に資する取組みの内容」および「3 不適切な者によって支配されることを防止する取組み」は、いずれも当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会で承認を得て更新されたものであること、合理的かつ客観的の要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役および社外監査役によって構成される独立委員会の判断を重視すること、独立委員会は第三者専門家の助言を得ることができること、当社取締役の任期

は1年であり、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能なこと、当社株主総会または取締役会により、いつでも廃止することができることなどにより、公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,400,000,000
計	1,400,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年8月4日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	278,660,417	278,660,417	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	278,660,417	278,660,417		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日		278,660		35,920		91,307

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日(平成27年3月31日)に基づく株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,588,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 262,961,800	2,629,618	
単元未満株式	普通株式 110,317		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	278,660,417		
総株主の議決権		2,629,618	

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株丸井グループ	中野区中野4-3-2	15,588,300		15,588,300	5.59
計		15,588,300		15,588,300	5.59

(注) 当第1四半期会計期間末現在の自己株式数は21,861,060株です。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	31,240	35,455
受取手形及び売掛金	6,453	4,291
割賦売掛金	227,121	237,907
営業貸付金	128,030	129,618
商品	16,834	17,157
その他	25,182	40,198
貸倒引当金	8,110	8,360
流動資産合計	426,753	456,269
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	63,631	62,458
土地	99,665	99,665
その他(純額)	9,397	9,375
有形固定資産合計	172,694	171,499
無形固定資産		
	6,237	6,169
投資その他の資産		
投資有価証券	25,030	25,407
差入保証金	35,824	35,455
その他	9,086	8,897
投資その他の資産合計	69,941	69,760
固定資産合計	248,873	247,429
資産合計	675,627	703,698

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	27,002	23,184
短期借入金	56,839	51,833
1年内償還予定の社債	17,000	12,000
コマーシャル・ペーパー	10,000	34,000
未払法人税等	3,340	1,826
賞与引当金	3,763	2,109
ポイント引当金	4,590	5,176
商品券等引換損失引当金	153	156
その他	28,593	30,098
流動負債合計	151,281	160,383
固定負債		
社債	85,000	110,000
長期借入金	109,000	114,000
利息返還損失引当金	12,652	10,596
債務保証損失引当金	140	143
資産除去債務	548	543
その他	9,748	9,936
固定負債合計	217,090	245,219
負債合計	368,371	405,602
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,920	35,920
資本剰余金	91,307	91,307
利益剰余金	197,875	198,602
自己株式	19,290	29,416
株主資本合計	305,813	296,414
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	982	1,256
その他の包括利益累計額合計	982	1,256
新株予約権	39	5
非支配株主持分	420	418
純資産合計	307,255	298,095
負債純資産合計	675,627	703,698

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
売上収益	58,398	58,033
売上原価	20,526	19,456
売上総利益	37,872	38,576
販売費及び一般管理費	33,101	32,796
営業利益	4,770	5,780
営業外収益		
受取利息	28	21
受取配当金	277	238
償却債権回収益	299	298
その他	112	79
営業外収益合計	717	638
営業外費用		
支払利息	476	438
社債発行費	102	124
その他	21	42
営業外費用合計	600	606
経常利益	4,887	5,811
特別損失		
固定資産除却損	430	544
その他	95	-
特別損失合計	526	544
税金等調整前四半期純利益	4,361	5,267
法人税等	1,681	1,887
四半期純利益	2,679	3,379
非支配株主に帰属する四半期純利益	5	5
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,674	3,374

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益	2,679	3,379
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,249	274
その他の包括利益合計	1,249	274
四半期包括利益	3,929	3,654
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,923	3,648
非支配株主に係る四半期包括利益	5	5

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(売上高の会計処理の変更等)

小売・店舗事業において、顧客への商品の販売と同時に取引先より商品を仕入れる、いわゆる消化仕入取引について、従来、「売上高」及び「売上原価」を総額表示しておりましたが、消化仕入取引は重要な在庫リスク等を実質的に負担しない取引であるため、会計制度委員会研究報告第13号「我が国の収益認識に関する研究報告(中間報告)」を総合的に勘案し、当第1四半期連結会計期間より利益相当額のみを売上計上する純額表示へ変更しております。

当社グループでは、消費環境の変化に対応するため、中期経営計画に基づき仕入販売を中心としたビジネスモデルを転換し、丸井独自のショッピングセンター型の店づくりに取組んでおりますが、この取組みをさらに本格的に進めるうえで、中期経営計画の進捗を測る経営成績をより適切に表示し、売上高の経営指標としての有用性をより高めるために上記の変更を行っております。

なお、これに伴い、「売上高」の表示を「売上収益」へ変更しております。

また、この変更に合わせて、ビジネスモデルの転換により導入を進めている定期借家契約テナントについて、従来は店舗の減価償却費等の固定的な費用を賃貸収入に対応する「売上原価」として計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、歩合賃料が発生する契約形態のテナントにおいては当該費用を「販売費及び一般管理費」として計上する方法に変更しております。これは、上記の消化仕入取引に係る費用が「販売費及び一般管理費」として計上されていることとの整合性を踏まえ、経営成績をより明瞭に表示するために行うものです。

以上の変更のうち、会計方針の変更は遡及適用しており、前第1四半期連結累計期間については遡及適用後の四半期連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用前と比較して、前第1四半期連結累計期間の「売上収益」及び「売上原価」はそれぞれ36,781百万円減少しておりますが、「売上総利益」、「営業利益」、「経常利益」及び「税金等調整前四半期純利益」に与える影響はありません。なお、前連結会計年度の期首の純資産に対する累積的影響額はありません。

また、表示方法の変更により、前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において「売上原価」に表示していた297百万円を「販売費及び一般管理費」に組替えております。

なお、セグメント情報に与える影響については、(セグメント情報等)に記載しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用の計算については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。ただし、見積実効税率を用いて計算すると著しく合理性を欠く場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

金融機関が行っている個人向けローンに対する保証債務残高は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
	百万円	百万円
	19,327	19,731

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
	百万円	百万円
減価償却費	2,508	2,375

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,463	9	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,630	10	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

報告セグメントごとの売上収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	小売・店舗 事業	カード事業	小売関連 サービス事業	計		
売上収益						
外部顧客への売上収益	35,316	16,072	7,010	58,398		58,398
セグメント間の内部 売上収益又は振替高	1,237	523	6,026	7,787	7,787	
計	36,553	16,595	13,036	66,186	7,787	58,398
セグメント利益	1,148	3,911	700	5,760	989	4,770

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去310百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,300百万円です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の費用です。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	小売・店舗 事業	カード事業	小売関連 サービス事業	計		
売上収益						
外部顧客への売上収益	32,733	17,617	7,681	58,033		58,033
セグメント間の内部 売上収益又は振替高	1,134	568	4,639	6,341	6,341	
計	33,867	18,186	12,321	64,375	6,341	58,033
セグメント利益	1,538	4,580	725	6,844	1,064	5,780

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去416百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,481百万円です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の費用です。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更等に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より消化仕入取引に関する「売上高」を純額表示に変更し、遡及適用しております。また、「売上高」の表示を「売上収益」へ変更しております。この変更に伴い、遡及適用前と比較して前第1四半期連結累計期間の「小売・店舗事業」における外部顧客への売上収益は、36,781百万円減少しておりますが、セグメント利益に与える影響はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	9円77銭	12円96銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	2,674	3,374
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	2,674	3,374
普通株式の期中平均株式数(千株)	273,795	260,418
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	9円77銭	12円96銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	2	6
(うち、新株予約権(千株))	(2)	(6)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8 月 4 日

株式会社丸井グループ
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 文 倉 辰 永

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富 永 淳 浩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社丸井グループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社丸井グループ及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

「会計方針の変更等」に記載されているとおり、当第1四半期連結会計期間より、消化仕入取引について、売上高及び売上原価を総額表示する方法から、利益相当額のみを売上に純額表示する方法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。